

## 【福岡市】盛土規制法に関するチェックシート

## 土地の形質の変更（盛土・切土）

作成日 年 月 日

建築主 氏名 \_\_\_\_\_  
 設計者 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 ( ) 号  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 敷地の地名地番 福岡市

設計者において、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づく土地の形質の変更（盛土・切土）に関する工事について、下記のとおり確認しました。

## ■工事の概要

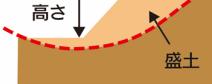
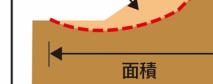
A 敷地面積（一體的な造成の場合、合計の面積）	m <sup>2</sup>
B 敷地内の建築物の1階床面積の合計	m <sup>2</sup>
C A-B(敷地面積-1階床面積)	m <sup>2</sup>
D 敷地内及び隣地（道路を含む）との最大高低差	m

## ■盛土規制法に関する確認事項

チェック項目		記載欄	
(1)	盛土・切土*の有無	<input type="checkbox"/> 盛土・切土をしない → 許可不要	
		<input type="checkbox"/> 盛土・切土をする → (2) へ	
(2)	C の面積(敷地面積-1階床面積)	<input type="checkbox"/> 500 m <sup>2</sup> 以下である → (3) へ	
		<input type="checkbox"/> 500 m <sup>2</sup> を超える → 許可を要する可能性あり	
(3)	D の高さ(最大高低差)	<input type="checkbox"/> 1m 以下である → 許可不要	
		<input type="checkbox"/> 1m を超える → 許可を要する可能性あり	

\* 建築物の建築や解体に伴う掘削・埋め戻し等は、盛土・切土に該当しません。

## 参考 宅地造成等工事規制区域内における許可要件

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500m <sup>2</sup> 超（盛土等前後の標高差が30cm以下の部分を除く）となるもの (①～④を除く)
崖：地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの。（崖面が擁壁で覆われているものも含む。）				
				

※対象の工事が盛土規制法の許可対象となる土地の形質変更（盛土・切土）に該当するかどうかについて、設計者の責任において確認を行ってください。建築確認申請に添付した場合、盛土等適合証明書（盛土規制法施行規則第88条）を省略できる可能性があります。

※確認申請の際に、建築主または指定確認検査機関より、盛土等適合証明書の添付を求められた場合は、福岡市開発・盛土指導課に「盛土等適合証明申請書（添付書類を含む）」をご提出ください。

## 盛土規制法に関する問合せ先

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部 開発・盛土指導課

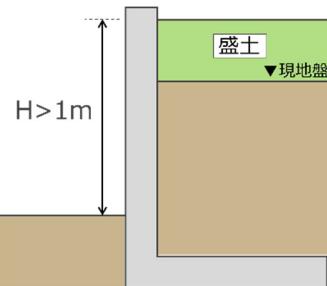
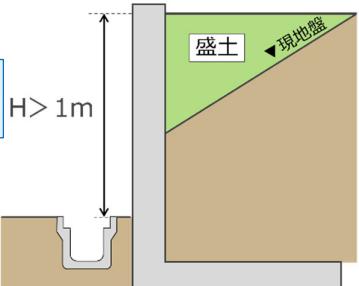
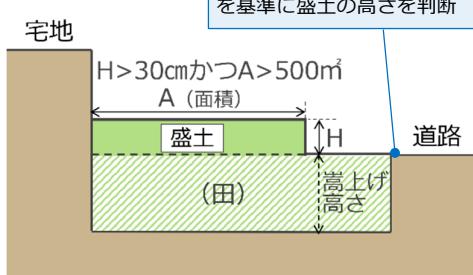
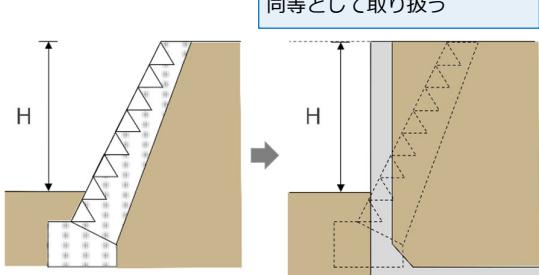
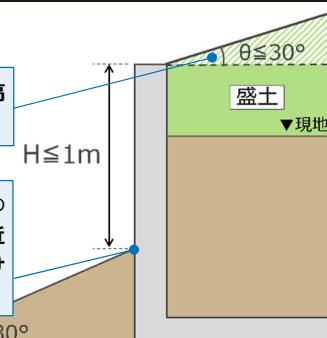
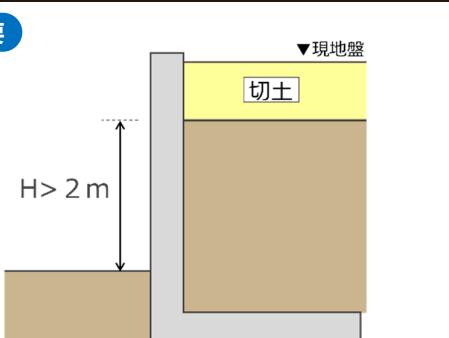
〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所4階

相談窓口 平日 9:15~12:00

TEL 092-707-3902

## 【福岡市】盛土規制法 許可必要 許可不要 参考事例集

■以下の事例は、**宅地造成等工事規制区域内**における**土地の形質の変更に関する工事の許可の要否**を示しています。

盛土後の現地盤を含む崖の高さが1mを超える場合	前面に側溝や水路がある場合
<p><b>許可必要</b></p> <p>現地盤を含む崖の高さで判断</p> 	<p><b>許可必要</b></p> <p>側溝や水路天端からの崖の見かけ高さで判断</p> 
<p>盛土後の現地盤を含む崖の高さHが、盛土により1mを超える場合は<b>許可が必要</b>です。</p>	<p>側溝や水路の天端からの見かけ高さHが、盛土で1mを超える場合は<b>許可が必要</b>です。</p>
田などの蓬地の盛土の場合	既存擁壁の再構築を行う場合
<p><b>許可必要</b></p> <p>周囲の最も低い土地の高さを基準に盛土の高さを判断</p> 	<p><b>許可不要</b></p> <p>「盛土・切土をしない」ものと同等として取り扱う</p> 
<p>蓬地を周囲の最も低い土地の高さ以上に嵩上げする場合は<b>許可が必要</b>*となることがあります。 ※最も低い土地の高さまでの嵩上げは許可が不要です。</p>	<p>位置及び高さが変わらない既存擁壁の再構築は<b>許可が不要</b>*です。 ※擁壁の高さが2mを超える場合は工作物の確認申請が必要です。</p>
水平面に対し30度以下で盛土を行う場合	切土で既存の崖より高さが低くなる場合
<p><b>許可不要</b></p> <p>30度以下の盛土は崖の高さに含めない</p> <p>擁壁の前面地盤が法面の場合は、擁壁前面側の直近の地盤からの崖の見かけ高さで判断</p> 	<p><b>許可不要</b></p> 
<p>水平面に対して30度以下で盛土を行う場合は、崖の高さに含めないため、崖の高さHが1m以下であれば<b>許可が不要</b>*です。 ※表面「(参考) 宅地造成等工事規制区域内における許可要件」の④⑤に該当する場合を除きます。</p>	<p>切土で2mを超える崖を生じる場合でも、既存の崖より高さが低くなる場合は<b>許可が不要</b>*です。 ※表面「(参考) 宅地造成等工事規制区域内における許可要件」の④⑤に該当する場合を除きます。</p>